

(様式第 2 号)

会 議 録

令和 7 年 1 0 月 7 日 作成

会 議 の 名 称		令和 7 年度第 1 回島本町いじめ等対策委員会		
会 議 の 開 催 日 時		令和 7 年 1 0 月 2 日（木）午後 2 時～ 3 時		
会 議 の 開 催 場 所		島本町役場 4 階 議会第三・第四会議室		
公 開 の 可 否		○可・一部不可・不可	傍 聴 者 数	0 人
非公開の理由（非公開（会議の一部非公開を含む。）の場合）				
出 席 者	委 員	室谷 光一郎委員長、飯田 享子委員、 頼田 和典委員、三浦 潤子委員、 大松 美輪委員		
	事 務 局	横山 寛教育長、 岡本 泰三教育こども部長、 岡澤 潤教育推進課長、 杉谷 久彌教育推進課参事、原山 太郎教育 推進課参事		
会 議 の 議 題		1 委員長の選出 2 委員長職務代理の指名 3 島本町におけるいじめの状況について 4 いじめにおける今後の課題と具体的な取組みについて 5 その他		
決 定 事 項 等				
審 議 等 の 内 容		1 委員長の選出（委員長：室谷委員） ・委員長は、島本町いじめ等対策委員会規則第 4 条第 1 項の規定により、室谷委員に決定。 （委員長） ・平成 1 6 年 4 月 1 日から、島本町審議会等の会議の公開に関する指針に基づき、本会議を公開で行う。本日の傍聴者は 0 名。 2 委員長職務代理の指名 （委員長） ・委員長職務代理について、島本町いじめ等対策委員会規則第 4 条第 3 項の規定、「委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。」を確認後、委員長が頼田委員を指名。		

3 島本町におけるいじめの状況について
(事務局)

○島本町におけるいじめの状況について、資料3に沿って説明。

・島本町の令和6年度におけるいじめの認知件数は、小学校151件、中学校75件で、小・中学校ともに増加となった。全国及び大阪府と千人率で比較すると、小学校は依然として少ないが、中学校は多くなっている。その要因として、令和5年4月に「島本町いじめ防止等基本方針」に伴う対応が、各校においてさらなる充実が図られたと考えられる。今後においても、いじめ事案1つ1つに対して丁寧に、組織的に対応していくこと、被害を受けた児童生徒に寄り添うことが最も重要である。

・令和6年度中に認知したいじめ事案は、令和6年7月末時点において全て解消している。解消に至った事案については、今後も事案に関わる児童生徒への注視を怠ることなく、見守りを継続する必要がある。

4 いじめにおける今後の課題と具体的な取組みについて
(事務局)

○いじめにおける今後の課題について、資料4に沿って説明。

・初期対応における課題について説明。

*1点目、初期対応は、いじめ防止等基本方針の資料1「初期対応手順」に基づいた適切な対応が必要である。現時点において事案が深刻化するようなケースは把握していないが、今後も、1つ1つの事案に対して「初期対応手順」を踏まえた対応が適切に行われているか、確認していく必要がある。

*2点目、初期対応及び指導が行われた後に、再び事案が発生するケースがある。学校は「解決した」と捉えていても、被害側と加害側の当事者がお互いに納得していない状態であると、再びトラブルとなり、いじめ事案に発展するケースが少なくない。被害側と加害側の両方に対する丁寧な説明と見守りとともに、寄り添い、支えながら、再発防止に努めていく必要がある。

*3点目、いじめ事案について、教育委員会への連絡が遅く、情報共有が迅速に行われないケースがある。いじめ防止等基本方針の資料2「いじめ事案報告対応フローチャート」について、周知徹底を図るとともに、学校と教育委員会の間での、より迅速で確実な情報共有の在り方を引き続き検討する必要がある。

	・いじめの定義と構造に対する共通理解における課題について説明。 ＊１点目、いじめについて、教職員間、保護者間、児童生徒間で認識の違いがある。資料６「いじめ対応リーフレット」を有効に活用し、いじめ理解と予防の授業や説明の場を積極的に設け、児童生徒だけでなく保護者にも理解促進を図る必要がある。 ＊２点目、対人関係、コミュニケーションに苦手がある児童生徒への理解不足から、いじめ事案が発生するケースが多いこと。児童生徒同士が互いのちがいを認め合える集団を作り、全ての児童生徒が安心して学べる学級・学校づくりが重要である。 ・課題を踏まえた、令和７年度の具体的な取組について説明。 （意見交流） ・いじめ防止についての研修は、各校の実施状況や内容に偏りが生じないように留意しなければならない。 ・資料中に記載がある、「いじめの目撃者」という文言について、見ていなくても、情報について知っている、聞いているということもあるので、文言の修正を検討すべきである。 ・いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂においては、保護者からの申立てがあった場合、当該校が判断していなくても、重大事態が発生したものとして調査をしなければならないので、平時からの備えが重要となる。
配 布 資 料	・委員名簿 ・島本町いじめ等対策委員会規則 ・島本町におけるいじめの状況について ・いじめにおける今後の課題と具体的な取組みについて ・島本町いじめ防止等基本方針（令和５年４月改定・同年６月一部修正） ・「いじめ対応リーフレットの活用にあたって共通確認事項（教職員用）」 ・審議会の会議の公開に関する指針 ・島本町情報公開条例（抜粋）